

## 入札説明書

入山地区有害鳥獣捕獲委託事業（R5 明許）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和 6 年 5 月 13 日

2. 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局埼玉森林管理事務所長 安嶋博志

(2) 契約担当官

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局埼玉森林管理事務所長 安嶋博志

3. 事業の概要

(1) 事業名 入山地区有害鳥獣捕獲委託事業（R5 明許）

(2) 事業内容 わな猟によるニホンジカの捕獲 捕獲目標頭数 30 頭

(3) 事業場所 埼玉県秩父市大滝 入山国有林 62 林班（別紙位置図参照）

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和 6 年 11 月 29 日まで

4. 入札の方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

5. 競争入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 法人又は複数の法人の連合体であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「関東甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて 6(2)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者 1 名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

① 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 入札日から遡って 5 年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、入札日当日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は入札日から遡って 5 年以内に受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

② 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしているこ

と。

(ア) 事業計画書提出日から遡って5年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、事業計画書提出日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は入札日から遡って5年以内に受講していること。

③ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は事業計画提出日までに損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

① 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

② 従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 上記に定める免許や資格、保険は事業計画書提出日と定めがない限り入札日当日にその効力を有していること。

(14) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、5(3)に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、5(1)から(2)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時に5(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時まで5(3)及び(4)に掲げる事項を満

たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

さらに5（9）及び（10）に掲げる事項を証明する資料については、事業計画書と併せ、監督職員に改めて提出し、承諾を受けること。

## （2）提出方法

### ① 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

### ② 紙入札方式により参加する場合

以下の場所に持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る）すること

受付場所：〒368-0005

埼玉県秩父市大野原 491-1

埼玉森林管理事務所 総務グループ

電話：0494-23-1260

## （3）提出期間

### ① 電子調達システムにより参加する場合

令和6年5月14日午前9時00分から令和6年5月27日午後3時00分まで（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

### ② 紙入札方式により参加する場合

令和6年5月14日午前9時00分から令和6年5月27日午後3時00分まで（ただし、閉庁期間を除く。なお、郵送の場合は期限内必着とする。）

（4）（3）の期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和6年5月30日までに通知する（電子入札システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、郵送により通知する。）。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（5）競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

### ① 確認申請書（別紙様式資1）

### ② 全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。

### ③ 法人としての捕獲事業の実績

法人としての捕獲事業の実績は、別紙様式資2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

### ④ 事業管理責任者の資格等

事業管理責任者が本事業と同様の捕獲事業に従事した実績及び必要な資格等は、別紙様式資3に記載すること。なお、実績として記載した捕獲事業の内容が確認できる書類、資格及び免許等については写しを添付すること。

### ⑤ 捕獲従事者及び作業従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、別紙様式資4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。なお、捕獲従事者及び作業従事者を直接雇用していることを証明する資料を添付

すること。

- ⑥ 損害賠償保険等（損害賠償保険・従事者傷害保険）及び社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）の加入状況

配置予定者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は別紙様式資5に記載し、その加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

- ⑦ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式7）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

- (6) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

- (7) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認められた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

- (8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

- (9) その他

- ① 申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

## 7. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和6年6月7日午後3時00分。（土曜日、日曜日及び祝日の行政機関の休日及び正午から午後1時までを除く。）なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限最終日までに到着したもののみ有効とする。

イ 提出場所：6(2)②の受付場所と同じ。

ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による。電送等によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和6年6月18日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 8. 契約条項を示す場所、入札説明資料の配布及び期間

### (1) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

- ① 期間：令和6年5月13日から令和6年6月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
② 場所：6(2)②に同じ

### (2) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

- ① 入札説明書に質問がある場合は、任意の様式による質問書を持参又は郵送で提出すること。なお、電話や電子による質問は受け付けない。  
② 期間：令和6年5月14日から令和6年6月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
③ 場所：6(2)②に同じ

### (3) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

- ① 期間：令和6年6月15日から令和6年6月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
② 場所：6(2)②に同じ

なお、埼玉森林管理事務所ホームページから「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできる。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/saitama/koubai/situmon.html>)

### (4) 現場説明

現場説明は行わない。

## 9. 入札及び開札の日時、場所

### (1) 入札執行の場所

埼玉森林管理事務所 入札室

### (2) 入札の日時等

- ① 電子調達システムにより参加する場合

令和6年6月14日午前10時00分から令和6年6月19日午前10時10分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

- ② 紙入札方式により参加する場合

令和6年6月19日午前10時00分までに(1)の場所に入札書及び身分が証明できる書類を持参し、令和6年6月19日午前10時10分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記6(2)の受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で、令和6年6月18日午後4時00分までに到着したものに限るものとし、入札書の日付は令和6年6月19日とする。ただし、開札の結果不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことをあらかじめ了解の上、入札を行うこと。

### (3) 開札の日時等

- ① 令和6年6月19日午前10時11分
- ② 開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

## 10. 入札方法等

- (1) 紙入札方式による参加の場合は、入札書を封筒に入れて封緘のうえ、商号又は名称並びに住居、あて名を記載し「6月19日開札入山地区有害鳥獣捕獲委託事業(R5明許)の入札書在中」と記載する。また、郵送により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「6月19日開札入山地区有害鳥獣捕獲委託事業(R5明許)の入札書在中」と朱書して提出すること。電送による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、発注者において紙入札方式に変更する場合がある。その場合は電子調達システム又は電話にて連絡する。

## 11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

## 12. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届を分任契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

## 13. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び関東森林管理局署等入札心得に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の

時において5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 別紙1の暴力団排除に関する宣誓事項について、入札したときに宣誓したものとし、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

#### 14. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 15. 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に別途示す契約書（案）により、契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担等位担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 概算払  
概算払は行わない。
- (6) 前金払  
前金払は行わない

#### 16. 関連情報を入手するための照会窓口

6(2)②に同じ。

#### 17. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6(1)の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び従事者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される関東森林管理局署等入札心得については、6(2)②において受領すること。なお、関東森林管理局ホームページの、「各種約款等」からダウンロードすることもできる。  
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>)
- (5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。